

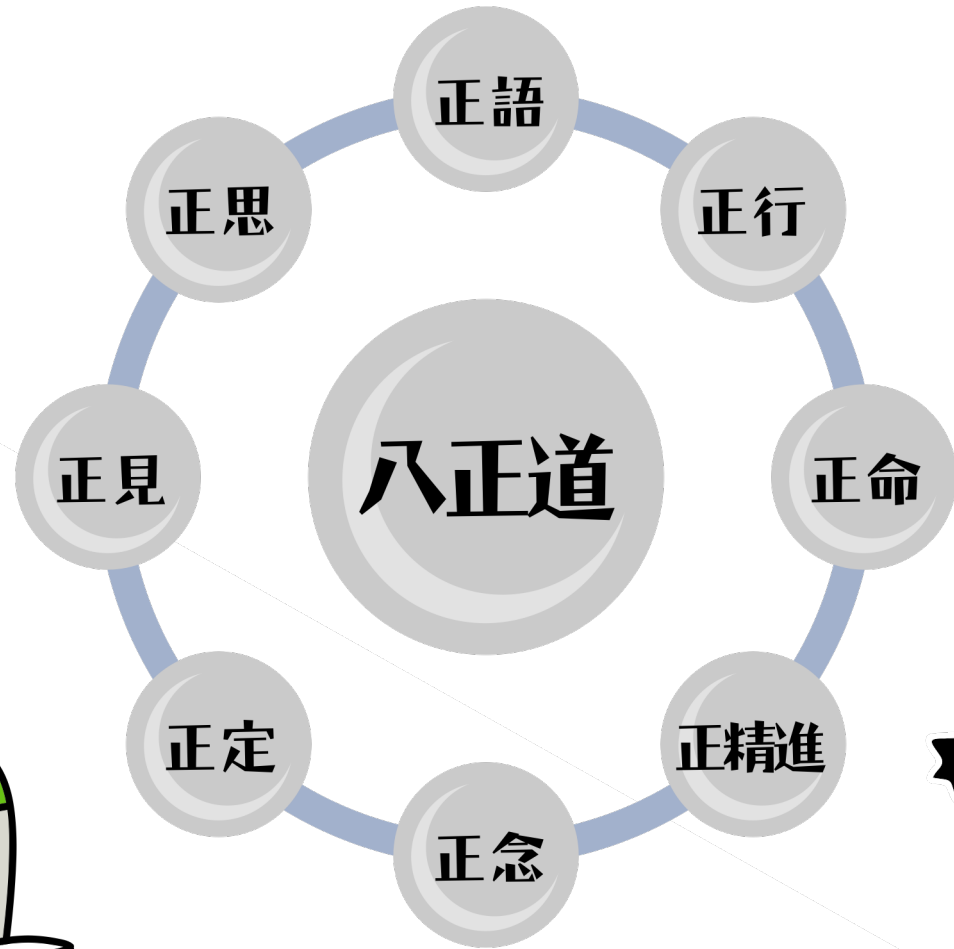
仏教に基づく道德教育と人間形成

第一回：現代の道德教育の動向と道德教育の歴史

同朋大学
岩瀬真寿美

- 戦前の修身の歴史の概要を理解することができる。
- 戦後の道德教育の歴史の概要を理解することができる。

「正しさ」は
時代・文化によって
異なるもの？



はじめに

● 道徳教育の教科化

- ・ 道徳の授業をおこなっていない小中学校もある
- ・ 教員の温度差（熱心な教員もいる）
- ・ いじめの問題、自殺の問題、、、
- ・ 国として道徳教育を盛り上げる必要性 ⇒ 教科化へ
- ・ 教科化論争は昭和20年代から現在まで

● おろそかになりがちな道徳教育

- ・ 考え方を押し付けたくない
- ・ やっても児童・生徒は変わらない
- ・ 道徳の時間は別の授業にまわしたい
年間標準時間35時間（ただし小学校第1学年は34時間）と定められているが・・・
- ・ 建前になるだけ

はじめに

よく問われること・・・

- 道徳科の指導に定型はある？ ⇒ ない
- 国語との違いは？ ⇒ 自分の考え・生き方に重点を置くのが道徳
- 特別活動や生徒指導との違いは？
⇒ 行動よりも、その背後にある心情に重点をおくのが道徳
- 道徳に「正解」は必要か？ ⇒ すっきりと一つの「正解」に納まるものではない

改訂学習指導要領（2015（平成27）年3月27日 文部科学省告示）

- 道德教育の内容
 - ・ キーワードで整理：「自由と責任」「公正、公平」「生命の尊さ」など
小学校低学年16→19 ワード
小学校中学年18→20 ワード
- 今後の動き
 - ・ 検定教科書作成

- 学習指導要領の一部改正（平成27年3月）
（文部科学省「道德教育の抜本的改善・充実」）
- 小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から、検定教科書を導入し「道德科」を実施

【これまでの「道德の時間」】

- 「道德の時間」は軽視されがち
- 読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式な指導
- 発達の段階などを十分に踏まえず、児童生徒に望ましいと思われる分かりきったことを言わせたり書かせたりする授業



教育再生実行会議の
提言や中央教育審議会の
答申を踏まえて・・・

【「特別の教科 道德」（「道德科」）】



- 「道德科」に検定教科書を導入
- いじめの問題への対応の充実
- 発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
- 「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」を小学校に追加
- 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- 数値評価ではなく、児童生徒の道德性に係る成長の様子を把握
*私立小・中学校はこれまでどおり、「道德科」に代えて「宗教」を行うことが可能
- 「考え、議論する」道德科への転換、児童生徒の道德性を育む

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

- 1 （知育について、略）
- 2 （徳育について）学校における道德教育は、特別の教科である道德（以下「**道德科**」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德の時間はもとより、各教科、外国語活動〔中学校はなし〕、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童〔生徒〕の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

※ 〔 〕内は、小学校と異なる中学校のみの内容

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、

- ① 自己の生き方（人間としての生き方）を考え
- ② 主体的な判断の下に行動し
- ③ 自立した人間として他者と共によりよく生きる
- ④ （その）ための基盤となる道德性を養う

ことを目標とする。

道德性＝道德的判断力、道德的心情、道德の実践意欲と態度
「考え、議論する」道德科への転換

道德教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。

3 (体育について、略)

道德の価値の項目（4分類）

小学校低学年 ～ 中学校
A. 自分自身
B. 人との関わり
C. 集団や社会との 関わり
D. 生命や自然、崇高 なものとの関わり



第3章 特別の教科 道德

第1 目標

第1章総則の第1の2に示す道德教育の目標に基づき、**よりよく生きるための基盤となる道德性**を養うため、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方〔人間としての生き方〕についての考えを深める学習を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

第2 内容

学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の要である道德科においては、以下に示す項目について扱う。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 各学校においては、道德教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動〔中学校はなし〕、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道德科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童〔生徒〕や学校の実態に応じ、2学年間〔3学年間〕を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 「学級担任の教師が行うことを原則とするが、」 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道德教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。
- (2) 道德科が学校の教育活動全体を通じて行う**道德教育の「要」としての役割**を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、外国語活動〔中学校はなし〕、総合的な学習の時間及び特別活動における道德教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、児童〔生徒〕や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。

(3) 児童〔生徒〕が自ら道德性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道德性を養うことの意義について、児童〔生徒〕自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。〔また、発達の段階を考慮し、人間としての弱さを認めながら、それを乗り越えてよりよく生きようとするもののよさについて、教師が生徒と共に考える姿勢を大切にすること。〕

- (4) 児童〔生徒〕が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。〔その際、様々な価値観について多面的・多角的な視点から振り返って考える機会を設けるとともに、生徒が多様な見方や考え方に接しながら、更に新しい見方や考え方を生み出していくことができるよう留意すること。〕
- (5) 児童〔生徒〕の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道德科の授業に生かすようにすること。

- (6) 児童〔生徒〕の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。〔また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てるよう努めること。〕なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。
- (7) 道德科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

3 教材については、次の事項に留意するものとする。

- (1) 児童〔生徒〕の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童〔生徒〕が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。
- (2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。
 - ア．児童〔生徒〕の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。
 - イ．人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童〔生徒〕が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。
 - ウ．多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

- 4 児童〔生徒〕の学習状況や道德性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

A. 主として自分自身に関すること

[善悪の判断、自律、自由と責任]

[正直、誠実]

[節度、節制]

[個性の伸長]

[希望と勇気、努力と強い意志]

[真理の探究]

「個性の伸長」

- 「自分の特徴に気付くこと」 (小学校低学年)
- 自己肯定感の尊重

B. 主として人との関わりに関すること

[親切、思いやり]

[友情、信頼]

[感謝]

[相互理解、寛容]

[礼儀]

「相互理解、寛容」

- 「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること」 （小学校中学年）
- いじめ問題への対応

C. 主として集団や社会との関わりに関すること

[規則の尊重]

[公正、公平、社会正義]

[勤労、公共の精神]

[家族愛、家庭生活の充実]

[よりよい学校生活、集団生活の充実]

[伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度]

[国際理解、国際親善]

「公正、公平、社会正義」

- 「自分の好き嫌いにとらわれなくて接すること」 (小学校低学年)
- 「誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること」 (小学校中学年)
- いじめ問題への対応

「国際理解、国際親善」

- 「他国の人々や文化に親しむこと」 (小学校低学年)
- 「他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと」 (小学校中学年)
- 海外からの人々が日本に多く暮らす時代様相に即した対応

D. 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

[生命の尊さ]

[よりよく生きる喜び]

[自然愛護]

[感動、畏敬の念]

「よりよく生きる喜び」

- 「よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを 感じること」 (小学校高学年)
- いじめ自殺問題に対する一つの対策

戦前の道德教育

戦前の修身～第二次世界大戦終了までの歴史

【明治5（1872）年 「学制」】

- 知育偏重、徳育軽視の教育（フランスを模範）

【明治5（1872）年 「小学教則」】

- 下等小学（6～9歳の4年間）の内、2年間のみ
- 週数時間の「修身口授（ぎょうぎのさとし）」の時間の時間
- 西洋の書の翻訳本をもとに、教師が徳目を口頭で教授



「小学入門教授図解」
国立教育政策研究所教育図書館

戦前の道德教育

【明治12（1879）年8月 「教学聖旨」】

- 元田永孚（もとだながざね）
- 修身が重きを置かれていないことを批判
- 「教学大旨＋小学條目二件」から成る
- 孔子に基づく儒教道德の振興を主張
- 政府の西洋化路線を批判

【同年9月 「教育議」】

- 伊藤博文
- 元田の「教学聖旨」に対する批判

【同年9月 「教育議附議」】

- 元田による、「教育議」に対する逐一の反論

【明治12（1879）年9月 「教育令」】

- 「自由教育令」と呼ばれる（地方の自由を認める）
- 修身軽視（読書・・・・・修身）
- 政府が統制を欠くことにより、教育の普及が難しくなる

【明治13年（1880）年12月 「改正教育令」】

- 中央集権的な教育への回帰
- 修身重視へ（修身・・・・・歴史）（修身が筆頭教科）

【明治14（1881）年5月 「小学校教則綱領」】

- 改正教育令を踏まえたもの
- 小学校の全授業数に占める修身が10%強へ
- 修身の教授方法として、格言など

【同年6月 「小学校教員心得」】

- 16項目の教員が守り実践すべき心得
- 人を善良に導くのは多くの知識を持たせるよりも重要（知育よりも徳育が重要）
（第1心得）
- 教員が模範となることを促す

小学校教員ノ良否ハ、普通教育ノ弛張ニ関シ、普通教育ノ弛張ハ、国家ノ降盛ニ係ル。其任タル重、且大ナリト謂フヘシ。今夫小学教員、其人ヲ得テ、普通教育ノ目的ヲ達シ、人々ヲシテ、身ヲ修メ業ニ就カシムルニアラスンハ、何ニ由テカ尊王愛国ノ志氣ヲ振起シ、風俗ヲシテ淳美ナラシメ、民生ヲシテ富厚ナラシメ、以テ国家ノ安寧福祉ヲ増進スルヲ得ンヤ。小学教員タル者、宜ク深ク此意ヲ体スヘキナリ。因テ其恪守実践スヘキ要款ヲ左ニ揭示ス。苟モ小学教員ノ職ニ在ル者、夙夜黽勉服膺シテ、忽忘スルコト勿レ。

一 人ヲ導キテ善良ナラシムルハ、多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス。故ニ、教員タル者ハ、殊ニ道德ノ教育ニ力ヲ用ヒ、生徒ヲシテ、皇室ニ忠ニシテ、国家ヲ愛シ、父母ニ孝ニシテ、長上ヲ敬シ、朋友ニ信ニシテ、卑幼ヲ慈シ、及自己ヲ重ンスル等、凡テ人倫ノ大道ニ通曉セシメ、且常ニ己カ身ヲ以テ、之カ模範トナリ、生徒ヲシテ、徳性ニ薰染シ、善行ニ感化セシメンコトヲ、務ムヘシ。

徳育論争

- 元田と伊藤の「教育議論争」以後1880年代
- 道德教育の在り方をめぐる論争（徳育論争）

福沢諭吉	『徳育如何』	(1882)	自主独立論の中で儒教を捉えるべき
西村茂樹	『日本道德論』	(1887)	儒教と西洋哲学を基礎として日本道德を確立すべき
杉浦重剛	『日本教育原論』	(1887)	古来より日本人の精神に特有なもの（日本主義）に基づく道德
能勢栄	『徳育鎮定論』	(1890)	一定の主義を政府が定めることなく、個々の教員に委ねるべき

【明治23（1890）年10月7日 「第二次小学校令」】

- 小学校教育の目的（第1条）にて、道德教育を最初に位置づけている（道德の重視）

【同年10月30日 「教育ニ関スル勅語」（教育勅語）】

- 勅語とは「天皇のおことば。口頭により発する公務上の意志表示」
- 天皇に対して忠良な臣民の育成
- 天皇が修身の中心
- 天皇制を支えるもの
- 1880年代の道德論争が終了

※適宜、空白を設けた。現代語訳は一般的な訳を参照し、適宜読みやすく改めた。

朕惟フニ 我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト 宏遠ニ 徳ヲ樹ツルコト
深厚ナリ 我カ臣民 克ク忠ニ克ク孝ニ 億兆心ヲ一ニシテ 世世厥
ノ美ヲ濟セルハ 此レ我カ國體ノ精華ニシテ 教育ノ淵源 亦實ニ此
ニ存ス

（現代語訳）私は、私たちの祖先が、遠大な理想のもとに、道義国家の実現を目指して、日本の国をおはじめになったものと信じます。そして国民は忠孝両全の道を完うして、全国民が心を合わせ努力した結果、今日に至るまで、見事な成果をあげてきたことは、もとより日本の優れた国がらのたまものといわねばなりません。私は教育の根本もまた、この道義の確立にあると信じます。

爾臣民 父母ニ孝ニ 兄弟ニ友ニ 夫婦相和シ 朋友相信シ 恭儉己レヲ持シ
博愛衆ニ及ホシ 學ヲ修メ業ヲ習ヒ 以テ智能ヲ啓發シ 徳器ヲ成就シ 進
テ公益ヲ廣メ 世務ヲ開キ 常ニ國憲ヲ重シ 國法ニ遵ヒ 一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ 以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

（現代語訳）国民は、子は親に孝養を尽くし、兄弟姉妹は互いに力を合わせて助け合い、夫婦は中睦まじく解け合い、友人は胸襟を開いて信じあい、そして自分の言動を慎み、すべての人々に愛の手を指しのべ、学問にはげみ職業に専念し、知識を養い、人格をみがき、さらに進んで社会公共のために貢献し、常に法律や秩序を守ることはもちろんのこと、**非常事態の発生したときは真心をささげて国の平和と安全に奉仕しなければなりません。**そして、これらのことは、善良な国民として当然のつとめであるばかりでなく、私たちの祖先が今日まで身をもって示し残された伝統的美風をさらに一層明らかにすることになるのであります。

12の徳目

孝行	子は親に孝養を尽くし
友愛	兄弟姉妹は互いに力を合わせて助け合い
夫婦の和	夫婦は中睦まじく解け合い
朋友の信	友人は胸襟を開いて信じあい
謙遜	自分の言動を慎み
博愛	すべての人々に愛の手を指しのべ
修業習学	学問にはげみ職業に専念し
知能啓発	知識を養い
徳器成就	人格をみがき
公益世務	進んで社会公共のために貢献し
遵法	法律や秩序を守り
義勇	非常事態の発生したときは真心をささげて国の平和と安全に奉仕する

是ノ如キハ 獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス 又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン 斯ノ道ハ 實ニ我力皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ 子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所 之ヲ古今ニ通シテ謬ラス 之ヲ中外ニ施シテ悖ラス 朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ 咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日 御名御璽

（現代語訳）このような国民の歩むべき道は、祖先の教訓として、私たち子孫の守らなければならないところであるとともに、この教えは、昔も今も変わらない正しい道であり、またにほんばかりでなく、外国でおこなっても間違いのない道でありますから、私もまた国民とともに、この教えを胸に抱いて、立派な日本人となることを心から念願するものであります。

「教育勅語」の精神に基づく修身

【明治24（1891）年11月 「小学校教則大綱」】

（第1条）

- 徳性の涵養を重視すること（「徳性ノ涵養ハ教育上最モ意ヲ用フヘキナリ」）
- すべての教科において道德教育と国民教育に力を注ぐべきこと（「何レノ教科目ニ於テモ道德教育国民教育ニ関連スル事項ハ殊ニ留意シテ教授センコトヲ要ス」）
- 全面主義の道德教育

(第2条)

- 教育勅語に基づいて修身を教授すること（「修身ハ教育ニ関スル 勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」）
- 修身と教育勅語のつながりが確定
- 天皇制国家主義教育を支える中核科目としての修身の位置づけが明確になる
- 多くの教科書が教育勅語に示された徳目に沿って編纂されるようになる
- 徳目主義

戦後の道德教育 GHQによる四大指令

※GHQ：General Headquarters、連合国軍最高司令官総司令部

一、昭和20（1945）年10月22日「日本教育制度ニ対スル管理政策」

二、同年10月30日「教員及ビ教育関係管ノ調査、除外、認可ニ関スル件（教職追放指令）」

- ・軍国主義的な思想を持つ者の教職からの排除

三、同年12月15日「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ビニ弘布ノ廃止ニ関スル件（神道指令）」

- ・宗教と国家の完全な分離

四、同年12月31日「修身、日本歴史及ビ地理停止ニ関スル件（三教科停止指令）」

- ・GHQの許可があるまで停止、教科書・教師用参考書の回収、教科書の改定案のGHQへの提出の指示、**結果的に修身は終了**（廃止ではなく改革を要求する指令であったが）

戦後の道德教育

【昭和22（1947）年3月31日 「教育基本法」「学校教育法」の公布・施行】

- 「個人の尊厳」「個人の価値」をうたう
- 社会科を中心として教育活動全体を通して道德教育をおこなう（全面主義）
- 社会生活の理解、その進展に力を致す態度や能力の育成が目的

【昭和23（1948）年6月19日参議院「教育勅語等の失効確認に関する決議、衆議院「教育勅語等排除に関する決議」の可決】

- 勅語謄本の回収

【昭和33（1958）年の改訂】

- 「小・中学校における道德の時間の開始
- （道德の時間の特設）

【昭和44（1969）年の改訂】

- 読み物資料を適宜用いることを示す

【昭和52（1977）年の改訂】

- 家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るように配慮することを加筆

【平成元（1988）年の改訂】

- 四つの視点（1．自分自身、2．他の人とのかかわり、3．自然や崇高なものとのかかわり、4．集団や社会とのかかわり）で分類整理

【平成10（1998）年の改訂】

- 学級や学校の環境を整えること、人間関係を整えることを加筆
- 保護者や地域の人々の積極的な参加・協力を得ることの必要性を加筆

【平成10（1998）年6月30日 中央教育審議会「新しい時代を拓く心を育てるために 一次世代を育てる心を失う危機」 答申】

- 背景に神戸児童連続殺傷事件
- 「心の教育」の在り方が大きな問題になる
- カウンセリングの充実、不登校へのゆとりある対応、道德教育の改善（道德教育を「心の教育」の中で捉える）

【平成12（2000）年3月24日 「教育改革国民会議」】

- 小渕首相の主導による（退任後は森首相が継承）
- 「教育を変える17の提案」、その2つ目に「学校は道德を教えることをためらわない」
- 道德の教科化、言葉の教育の重視、伝統や文化の尊重の提言

【平成13（2001）年1月25日 「21世紀教育新生プラン」】

- 「心のノート」の作成・配布を掲げる
- 2002（平成14）年度～「心のノート」を全国の小中学生に無償配布
- 「道德教育の充実に資する補助教材」としての位置づけ
- 日常的な活用を期待
- 様々な批判（「教科書」でも「副読本」でもない不明瞭なものにも関わらず学校で使用。社会や制度の問題から目をそらせて全てが個人の心の問題へと転換されている。）



戦後の道德教育

【平成18（2006）年10月10日 安部首相直属の諮問機関として「教育再生会議」の設置】

- 道德の教科化について特に問題となる
- 「新たな枠組み」（点数での評価はせず、専門の免許も設けない）による教科化の提言

【平成20（2008）年 学習指導要領の改訂】

- 教科化されず

【平成27（2015）年 学習指導要領の一部改正】

- 特別の教科 道德（道德科）の設置

「心のノート」

- 平成14年度から2年間の無償配布
- ポスター的
- 「～だろうか」という問いかけや「～してみよう」という呼びかけが多い

「私たちの道德」

- 平成26年4月より全国の小中学校にて使用
- 「心のノート」の全面改訂版
- 「読み物資料の掲載」（文部省・文部科学省で作成してきた読み物資料等を活用）
- 道德の授業の中で中心的な教材、または補助的な活用（「心のノート」と同じ）
- コラムや格言において具体的な「人」が多く登場
- 「いじめ」「情報モラル」についてのページを特設（特定の内容項目と関連づけない）

終わり

